

## 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構設立委員会規則（案）

## （組織）

第一条 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）の設立に関する事務を処理するため、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十五条第一項の規定により総務大臣に命ぜられた設立委員（以下「委員」という。）をもって、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構設立委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

## （委員長）

第二条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

## （決議事項）

第三条 機構の設立に関する委員の職務のうち、次に掲げるものは、委員会の決定するところにより執行する。

一 登記すべき事項

二 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第一百五十六条第一項の規定による簡易生命保険責任準備金算出方法書の作成及び総務大臣への認可の申請

三 その他設立に関する重要な事項

2 前項に掲げる以外の事項については、委員長の執行に委ねる。

## （会議）

第四条 委員会の会議は、委員長が日時、場所及び議題を定めて召集する。

第五条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第六条 会議は、委員の過半数の出席（第八条第二項の規定による出席を含む。次条において同じ。）がなければ、開くことができない。

第七条 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第八条 委員は、あらかじめ指名した者を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、委員は、委員長に対し、あらかじめ委任状を提出し、議長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により、あらかじめ指名した者を代理人として議決権を行使する委員は、会議に出席した委員とみなす。

第九条 会議に出席する委員は、あらかじめその指名する者を出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

第十条 会議は、非公開とする。

2 会議資料は、公開とする。ただし、会議において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第十一条 会議の議事の概要は、議事録に記載しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 会議開催の日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 議題
- 四 議事の経過及びその結果

3 議事録は、公開とする。ただし、議長が特に必要があると認めた事項については、非公開とすることができる。

(事務局)

第十二条 委員会の庶務は、総務省郵政行政局貯金企画課において処理する。

(雑則)

第十三条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。